

特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習報告書

工作部門 土木建築実験機器管理班 京泉 敬太

1. はじめに（目的等）

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、令和3年4月1日から施行・適用されることになった。

業務で溶接機、プラズマカッター等を使用していることから、本講習を受講した。

2. 期間・場所

期間：令和3年12月9日 ～ 令和3年12月10日（2日間）

場所：ロイヤルパワーアップスクール広島校（広島市安芸区船越南 4-8-30）

3. 参加者等

受講者：48名

4. 研修内容

12/9（木）9:00～16:20

- ・健康障害及び予防措置に関する知識
- ・作業環境の改善方法に関する知識
- ・保護具に関する知識

12/10（金）9:00～16:20

- ・関係法令

- ・総合テスト 16:25～17:25

5. まとめと感想

特定化学物質の性質、取り扱いについて知識を学ぶことができた。日頃の業務において、特に意識することなく溶接、プラズマカッター等による試験片の切断を行ってきた。今回の技能講習において、長期間にわたり溶接ヒュームを吸い込むことによる健康被害、症状がでなくても数十年後に健康を及ぼす症状が出てくる物質等を知ることができた。今回の技能講習の知識を生かし、保護具の着用や換気等の改善を行い 職場の環境の向上を行いたい